

管理運営に関する方針

平成31年4月1日制定

学校法人神奈川歯科大学は、建学の精神ならびに教育理念を実現するため、それぞれの組織が果たす役割を明確にし、目的達成のための改善・改革を推進し、健全で円滑な管理運営をはかるため、以下のとおり管理運営に関する方針について定めます。

1. 教育研究活動充実・推進のための関係法令及び学内諸規程に基づく適正な管理運営

関係法令を理解し、適切に学内諸規程を整備します。

2. 教学ガバナンスの強化と学長リーダーシップの確立

教授会および各種委員会を組織し、権限等の明確化をはかります。

3. 社会への説明責任を果たすため積極的な情報公開

大学新聞およびホームページ等により、教職員・学生・受験生・社会一般に対する積極的な情報公開を推進します。

4. 教職員資質向上のための適正な人材育成制度の構築

組織的な研修や教育、研究等の機会を設け、将来に向けての人材育成を推進します。

5. 教育研究を支える財政基盤安定のための効率的な予算編成及び執行

予算配分や執行プロセスを明確にし、透明性について適切な検証を実施します。